

# 「教育課程特例校」における「特別の教育課程」の編成の方針等について～那須塩原市の英語教育～

教育課程特例校制度って何？



## 教育課程特例校制度とは

- 文部科学大臣が学校を指定し、学習指導要領等によらない教育課程を編成して実施することを認める制度です。
- 学校又は地域の実態に照らし、その特色を生かした教育について、「特別の教育課程」を編成することができます。
- 本市においては、令和2(2020)年度から、小学校において、第1学年及び第2学年の「英語活動」(10時間)が認可され、生活科の10時間を充当し、実施しています。

「特別の教育課程」の概要について教えて！



本市の英語教育は、豊かな国際性と国際的に通用するコミュニケーション力の育成を目指して行われています。ALTをローテーション配置(※)し、本市が独自に作成した「那須塩原市小中一貫英語教育カリキュラム」を基に、全時間担当教員とALTとのチーム・ティーチングにより、「目指す子供像」を共通指標として、コミュニケーション重視の英語教育を実践します。

※ローテーション配置：年度途中でALTの配置を変えることで、多くのALTとコミュニケーションを図る機会をつくり、多様性についての理解を深めさせることを目的としている。

なぜ「特別の教育課程」を編成して教育を行うの？



## 【本市の目指す子供像】

- ・積極的に人と関わり、英語でコミュニケーションを図ることができる子
- ・臆することなく英語で自分の思いや考えを伝え、自分で決定し、自分で行動することができる子
- ・日本人、外国人を問わず、互いの違いを認め、誰にでも思いやりをもって接することができる子

○那須塩原市では、小中一貫教育におけるALTを交えた英語によるコミュニケーション教育を通じて、その資質・能力の素地及び基礎を養っているからです。

○国際社会で求められるコミュニケーション力の育成には、小中一貫の教育理念と多くの時間が必要だからです。